

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可
（都市整備局市街地整備部再開発課）……………一
- 建築基準法による一団地の区域
（都市整備局市街地建築部建築指導課）……………一
- 建築基準法による道路位置の指定の取消し（二件）
（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）……………二
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（七件）
（環境局環境改善部化学物質対策課）……………二
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………九
- 東京都における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数……………〇
- 東京都における選挙権を有する者の総数のうちの八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十分の一を乗じて得た数とを合算して得た数……………〇
- 東京都議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える八十万以下の場合）は、その四十万を超

える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合）は、その八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十分の一を乗じて得た数とを合算して得た数……………〇

○漁業法による選挙権を有する者の総数の三分の一の数……………二

○不在者投票管理者を置く施設の指定……………二

○不在者投票管理者を置く施設の指定取消し……………二

○不在者投票管理者を置く施設の指定……………三

公告

- 軽油引取税に係る特約業者の指定取消し……………三
- 特定非営利活動法人の認定
（主税局課税部課税指導課）……………三
- 生活文化局都民生活管理部法人課……………三
- 市街地再開発組合の理事長の就任
（都市整備局市街地整備部再開発課）……………三
- 開発行為に関する工事完了……………三
- （都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課）……………三
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………三
- （産業労働局商工部地域産業振興課）……………三
- 肥料検査成績の公表……………三
- （産業労働局農林水産部家畜保健衛生所）……………三

告示

●東京都告示第三十三号
都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定に基づき、二丁目東地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

平成三十年一月十七日

東京都知事 小池 百合子

- 一 組合の名称
湊二丁目東地区市街地再開発組合
- 二 事業施行期間
平成二十四年十月十七日から平成三十一年三月三十一日まで
- 三 施行地区
中央区湊二丁目地内
- 四 事務所の所在地及び設立認可の年月日
中央区湊二丁目十二番六号
平成二十四年十月十七日
- 五 定款及び事業計画の変更の認可の年月日
平成三十年一月十七日

東京都告示第三十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

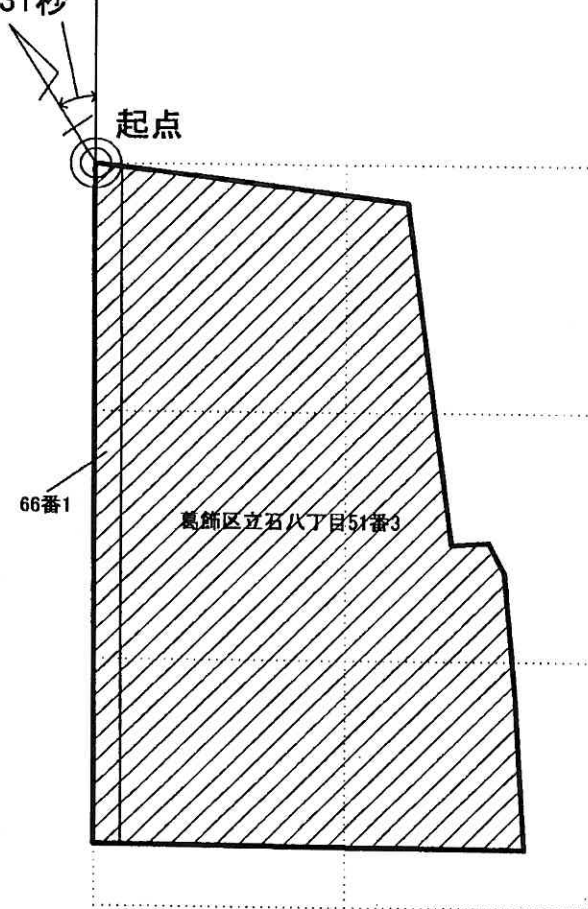
平成三十年一月十七日

東京都知事 小池 百合子

- 一 対象区域の地名地番及び認定年月日
対象区域の地名地番 認定年月日
中央区日本橋本町二丁目九番一、同 平成二十九年十
番三から同番七まで、同番十三から 二月二十五日
同番十六まで、同番二十、日本橋室
町二丁目六番一、同番三から同番五
まで、同番七、同番九から同番十四

別図

32度6分31秒



【起点】
 起点は、葛飾区立石八丁目66番1の最北端とする。

【格子の回転角度】 32度6分31秒
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

- 【凡例】**
-  敷地境界
 -  筆境界
 -  単位区画
 -  形質変更時要届出区域

●東京都告示第三十八号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしななければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年一月十七日

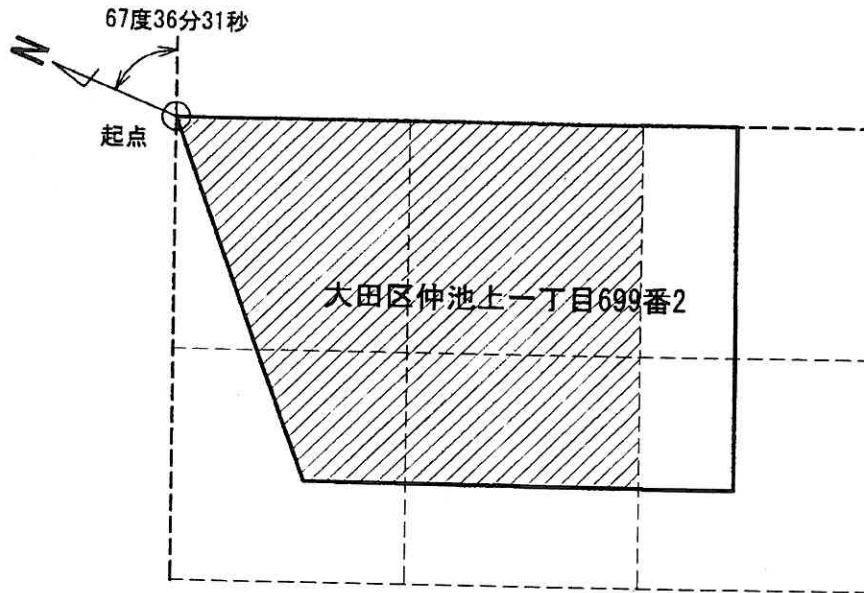
東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（大田区仲池上一丁目地内）


二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 カドミウム及びその化合物、シアン化合物、シスー・ニージクロロエチレン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 カドミウム及びその化合物、シアン化合物並びに鉛及びその化合物

別図



【凡例】

- 単位区画
- 敷地境界
-  形質変更時要届出区域

【格子の回転角度 67度36分31秒】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【起 点】

起点は、大田区仲池上一丁目699番2の最北端とする。

●東京都告示第三十九号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一條第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしななければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六條第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年一月十七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(江戸川区松江二丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一條第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、シアン化合物、シスー・ニージクロロエチレン、セレン及びその化合物、トリクロロエチレン、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 規則第三十一條第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 シアン化合物並びに鉛及びその化合物